

## 1. 顧客本位の業務運営の浸透・定着について

- 金融庁において、2017年3月に、金融事業者が顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合うように促すべく、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」）を公表した。また、原則を採択した事業者には、顧客本位の業務運営を客観的に評価できるようにするための成果指標（KPI）を公表するよう働きかけを行ってきたところ。
- 「原則」の公表以降、本年6月末時点で、1,679の金融事業者が「原則」を採択し、そのうち自主的な成果指標（KPI）を公表した会社は668社、比較可能な共通KPIを公表した会社は281社となっており、それらを公表している事業者は着実に増加している。
- また、投資信託の販売会社における共通KPIのうち、運用損益別顧客比率について見ると、業界毎の傾向に差があり、協同組織金融機関（労働金庫は5金庫が公表）においては、運用損益率0%以上顧客の割合が高い（＝パフォーマンスが良い）傾向が見られた。
- 地域における資産形成に向けた取組みが進展するためには、地域金融機関が果たすべき役割は大きいと考えており、今年度においては、それぞれの業界が抱える顧客属性等を踏まえたふさわしい商品選定や販売方法などの在り方について、金融機関と議論を行ってきたいと考えている。
- 加えて、2019年6月現在、12金庫が取組成果（自主的なKPIや共通KPI）を公表されているが、金融庁においては、「原則」の形式的な取組みに留まることなく、実効性のある取組みが実践されるよう、金融機関の好事例の取組みの紹介や共通KPIの時系列分析結果の公表等により、更なる普及・浸透を図り、金融機関の取組みの「見える化」を促進して参りたい。

## 2. 2018事務年度におけるモニタリング結果等の公表について

- 昨事務年度、総合政策局が重点的に実施したモニタリングの結果について、6月以降、取りまとめのうえ随時公表しているところ。

- 各金融機関においては、当該モニタリング結果も活用しながら、管理態勢の整備や高度化に向けた創意・工夫を積み重ねて頂くとともに、金融庁としても、今後、モニタリングや「対話」において、具体的な活用を図ってまいりたい。

(以 上)